

香川県広域水道企業団職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月4日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

香川県広域水道企業団規則第14号

香川県広域水道企業団職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則

(香川県広域水道企業団職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第1条 香川県広域水道企業団職員の育児休業等に関する規則(令和2年香川県広域水道企業団規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(育児休業をした職員についての退職手当規程の特例)</u> 第11条 香川県広域水道企業団職員の退職手当に関する規程(令和2年香川県広域水道企業団企業管理規程第24号。以下「退職手当規程」という。) 第16条第1項及び第18条第4項の規定の適用については、育児休業をした期間は、退職手当規程第16条第1項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとする。 2 育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)についての退職手当規程第18条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。</p>	<p><u>(育児休業をした職員についての退職手当に関する特例)</u> 第11条 育児休業をした職員についての退職手当に関する特例は、別に定める。</p>
<p><u>(育児短時間勤務をした職員についての退職手当規程の特例)</u> 第18条 退職手当規程第16条第1項及び第18条第4項の規定の適用については、育児短時間勤務(地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定による短時間勤務を含む。以下この条において同じ。)をした期間は、退職手当規程第16条第1項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとみなす。 2 育児短時間勤務をした期間についての退職手当規程第18条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。 3 育児短時間勤務の期間中の退職手当規程の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。</p>	<p><u>(育児短時間勤務をした職員についての退職手当に関する特例)</u> 第18条 育児短時間勤務をした職員についての退職手当に関する特例は、別に定める。</p>

(香川県広域水道企業団職員の自己啓発等休業に関する規則の一部改正)

第2条 香川県広域水道企業団職員の自己啓発等休業に関する規則(令和2年香川県広域水道企業団規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(退職手当の取扱い)</u> 第7条 香川県広域水道企業団職員の退職手当に関する規程(令和2年香川県広域水道企業団企業管理規程第24号)第16条第1項及び第18条第4項の規定の適用については、自己啓発等休業をした期間は、同規程第16条第1項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとする。</p> <p>2 自己啓発等休業をした期間についての香川県広域水道企業団職員の退職手当に関する規程第18条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第6条第1項ただし書に規定する事由により現実に職務をとることを要しなかった期間については、その月数)」とあるのは、「その月数(地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の企業長が定める要件に該当する場合については、その月数の2分の1に相当する月数)」とする。</p>	<p><u>(退職手当の取扱い)</u> 第7条 自己啓発等休業をした職員についての退職手当に関する特例は、別に定める。</p>

(香川県広域水道企業団職員の配偶者同行休業に関する規則の一部改正)

第3条 香川県広域水道企業団職員の配偶者同行休業に関する規則(令和2年香川県広域水道企業団規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(退職手当の取扱い)</u> 第7条 香川県広域水道企業団職員の退職手当に関する規程(令和2年香川県広域水道企業団企業管理規程第24号)第16条第1項及び第18条第4項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同規程第16条第1項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとする。</p> <p>2 配偶者同行休業をした期間についての香川県広域水道企業団職員の退職手当に関する規程第18条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第6条第1項ただし書に規定する事由により現実</p>	<p><u>(退職手当の取扱い)</u> 第7条 配偶者同行休業をした職員についての退職手当に関する特例は、別に定める。</p>

に職務をとることを要しなかった期間については、その月数)」とあるのは、「その月数」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。